

アイデア
レシピ
大募集!

子どもの食育を考えるプロジェクト
「はとっ子給食レシピコンテスト 2018」

町では、子どもたちの「食」や「地場産食材」への興味・関心の向上、「地産地消」の取り組みの促進などを目的に、「はとっ子給食レシピコンテスト 2018」を開催します。

今年も皆さんから「給食でこんな料理が食べてみたい」と思う、おかず一品料理を募集します。(どなたでも応募できます。)

なお、9月29日(土)開催の「いきいきシルバー健康まつり」会場内において公開試食審査(二次審査)を行います。皆さまのご来場をお待ちしております。

■応募要領 右記のとおり



昨年度の表彰式

■審査・表彰等
審査は書類による一次審査と、試食による二次審査。入選者には図書カードなどを贈呈し、表彰式を行います。

また、優秀作品は学校給食メニューとして取り入れ、町ホームページなどに掲載します。

■応募方法
応募用紙に必要事項を記入し、料理の出来上がりがよくわかる写真(もしくはイラスト)を添付の上、在籍する保育園、幼稚園、小・中学校、または保健

応募部門

①地産地消部門

「鳩山町の特産品」や「地場産の野菜」

を取り入れたレシピ

②給食でこれが食べたい!部門

使用する食材は自由な、皆さんのアイデアが詰まったレシピ

応募要領

おかず一品料理のレシピ

一人何点でも応募可

※自作・未発表の作品に限ります。

※学校給食献立に採用されることを考慮し、大量調理に適したレシピとします。(加熱をしない料理や作業の細かい料理、電子レンジを使用する料理などは不向きです。なお、学校給食献立への採用は冬の時期です。)

応募期間

7月20日(金)~9月3日(月)

センター窓口(郵送、Eメールでの提出も可)に提出。(保健センター【Eメール】h4600@town.hatoyama.lg.jp【郵送】〒350-0324 鳩山町大字大豆戸 183-1)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530



一緒にまちづくりに
参加してみませんか?



町では、今年度も町職員を募集します。「愛するふるさと・はとやま」を実現するために、私たちと力を合わせてみませんか。

■募集職種 一般事務職

■採用予定人数 4名程度

■受検資格 平成3年4月2日以降に生まれた方

■受付期間 7月9日(月)~8月3日(金)

※午前8時30分~午後5時

■応募方法 原則、電子申請(インターネット)による申込。それ以外での申込方法を希望する場合はお問

平成31年4月1日採用予定

鳩山町職員募集

受付は
8月3日
まで

い合わせください。

※日本国籍を有しない方、または地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

■採用案内の配布 7月2日(月)から、町ホームページに掲載します。窓口での配布は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間に役場総務課および役場出張所で行います。

※郵送希望の場合は、返信用封筒(角形2号の封筒に郵便切手120円分を貼付し、郵送先住所・氏名を明記したもの)を同封の上、役場総務課 職員・人権担当まで請求してください。

■試験日程

【1次試験(筆記試験)】

日時: 9月16日(日) 午前9時30分から(受付は午前8時30分から) 場所: 鳩山町役場(予定) 内容: 教養試験(120分)、作文試験(90分)、職場適応性検査(20分)

【2次試験(1次試験合格者)】

期日: 10月下旬(予定) 場所: 鳩山町役場(予定) 内容: 面接試験

※日時・場所は都合により変更する場合があります。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

「今年こそ!」本気で入賞を狙うあなたへ贈る

アイデアレシピの
ヒント その1

学校給食センター
大澤栄養教諭からのひと言

①給食センターでは、こんなレシピをお待ちしています!

- ごはんやパスタにかけるソース
- いつものスープにひと工夫
- 大豆や味噌、地元の“冬”野菜(大根や白菜)などを使用したレシピ

②手でこねたり、丸めたりするなど、大量調理ではできない作業もありますので、レシピ作り際にはご注意ください。



アイデアレシピの
ヒント その2

過去の入賞作品や実際の
給食メニューを研究しよう

平成24年度から実施しているこのコンテストでは、「優秀作品集」(平成24~27年度の4年分を収録)も作成し、町ホームページなどで公開しています。

また、町公式ツイッターでは給食メニューを日々更新中。レシピ作りの参考にしてみてください。

はとっ子給食レシピ 優秀作品集 検索



7月は
強調月間

第68回社会を明るくする運動 (主唱: 法務省)
~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~



7月は社会を明るくする運動の強調月間です。

“社会を明るくする運動”とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうという法務省主唱の全国的な運動です。「更生保護の日」である7月1日からの1か月を強調月間として、毎年、全国各地でさまざまな催しを実施されており、今年で68回目を迎えます。

町では、更生保護活動に取り組んでいる保護司・更生保護女性会の皆さんを中心に、各小中学校を訪問し、

社会を明るくする運動埼玉県作文コンテスト応募の人権作文の依頼をしたり、鳩山高校での啓発活動(7月4日実施予定)などを行います。

「保護司」って?

保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行をした人が立ち直るための支援や、地域の犯罪予防活動などを行う民間のボランティアです。

「更生保護女性会」って?

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

平成30年
8月から

70歳～74歳の国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の方へ
**高額療養費の所得区分が細分化され
自己負担額が変わります**

国民健康保険と後期高齢者医療保険では、医療費が高額になったときに負担が重くなりすぎないように、所得などに応じて自己負担限度額を設定し、それを超えた分を皆さまに支給しています。

このうち、70歳以上の国民健康保険加入者と75歳以上の方の所得区分と限度額の見直しが行われ、平成30年8月診察分から下表のとおり変更されます。世代間の公平と負担能力に応じた負担とする見直しですので、制度を維持していくために、ご理解をお願いします。

■問合せ 町民健康課 ☎ 296-5891

現行（平成30年7月診察分まで）

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者（3割負担の方）	57,600円	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%（4回目以降44,400円）
一般	14,000円（8月から翌年7月までの年間限度額144,000円）	57,600円（4回目以降4,400円）



平成30年8月診察分から

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者（3割負担の方）	課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1%（4回目以降140,100円）
	課税所得380万円以上690万円未満	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1%（4回目以降93,000円）
	課税所得145万円以上380万円未満	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%（4回目以降44,400円）
一般	18,000円（8月から翌年7月までの年間上限額144,000円）	変更なし

※住民税が非課税の方については所得区分及び限度額の変更はありません。

交通
死亡事故
ゼロへ

夏の交通事故防止運動 & 「きらめき3H運動」

夏の交通事故防止運動



夏の解放感から起こる交通事故を防ぎましょう。

※7月20日（金）に大橋交差点で街頭啓発活動を行います。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■実施期間 7月15日（日）～24日（火）の10日間

■スローガン 「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

■重点事項 【埼玉県内】 ①子どもと高齢者の交通事故防止 ②自転車の安全利用の推進 ③飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止

【鳩山町内】 ①交差点における交通事故防止 ②自転車利用者の並列運転の禁止 ③速度超過による交通事故防止

「きらめき3H運動」

県内では本年当初より交通死亡事故が多発し、交通事故死者数全国ワースト1位が続くなど、危機的な状況が続いています。県内事故の要因では、歩行中の高齢者や道路横断中の歩行者が被害者となる事故が多いことから、下記概要による「きらめき3H（トリプルエイチ）運動」を実施します。

ライトが光る！ Ha 早めの☆☆ライト	反射材が光る！ Ha 反射材☆☆の着用	マナーが光る！ Ho 歩行者☆☆の保護
-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

ドライバーの皆さんには薄暮時間帯の早めの前照灯の点灯をお願いするとともに、歩行される場合は、明るめの服装や反射材の着用などをお願いします。

■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5894



免除・猶予制度、口座振替などを利用して
国民年金保険料の未納を防ぎましょう

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、もしもの時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合もあります。保険料の未納を防ぐ方法をご紹介します。

発生する「損」	未納は「損」!!	将来やもしものときに受け取れなくなる「損」
延滞金の発生		財産の差し押さえ
		老齢基礎年金
		障害基礎年金

未納を防ぐ方法
その1

免除・猶予制度

経済的な理由や災害などにより、国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。

■免除内容 被保険者の方々の負担能力に合わせ、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予と段階的な免除基準があります。

■平成30年度の申請期間 平成30年7月～平成32年8月

※申請月の2年1か月前までは、さかのぼって免除申請することができます。

■承認期間 平成30年7月～平成31年6月（平成29年所得で審査）

■手続きに必要なもの

- ①印鑑（代理申請の場合）
- ②年金手帳
- ③失業を理由に申請（特例）する場合は「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関の証明書

■受付場所 役場町民健康課または役場東出張所

未納を防ぐ方法
その2

便利でお得な口座振替

国民年金保険料の納付には、便利で納め忘れのない、口座振替がご利用になります。

また、口座振替にはお得な前納制度があります。前納制度のうち、6か月前納（10月～3月）をご希望の方は8月末が申出期限となりますので、ご希望の金融機関、役場町民健康課、川越年金事務所のいずれかへお申し出ください。

※今年度の6か月前納（4月～9月）、1年度・2年度前納の申出は締め切りしました。

■手続きに必要なもの 納付書（または年金手帳）・通帳・金融機関の届出印

保険料は期限内に納付を

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は月額1万6,340円です。日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくようご案内しています。

未納のまま放置しておく... 強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人・配偶者・世帯主）の財産を差し押さえることがあります。早めの納付をお願いします。

選べる！
保険料の
納付方法

- ①日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納める
- ②クレジットカード納付

③インターネットバンク等を利用した納付

④便利でお得な口座振替

納付書の再発行や未納期間の確認などが必要な方は、川越年金事務所へお問い合わせください。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、前記の免除・猶予制度をご活用ください。

問合せ 【納付に関すること】川越年金事務所 ☎ 242-2657、【免除制度に関すること】役場町民健康課 ☎ 296-5891